

漏水修繕と管理区分について

町の上水道は、公道と乙止水栓との間を境として、修繕管理区分が定められています。漏水にお気づきの際は、以下を参考にご連絡をお願いいたします。

町指定の給水装置工事業者へ修繕を依頼してください

◆乙止水栓を除き、各家庭に引き込まれている給水管や、メーター等の給水装置 からの漏水

⇒給水装置を所有されているお客様の管理区分となります。修繕費用はお客様の負担となります

📄 上三川町指定給水装置工事業者一覧(上三川町ホームページ)

<https://www.town.kaminokawa.lg.jp/0008/info-0000000771-0.html>



上下水道課上水道工務係《TEL:0285-56-9169》までご連絡ください

◆公道に埋められている配水管 からの漏水

◆乙止水栓を含む公道側に埋設された給水管等 からの漏水

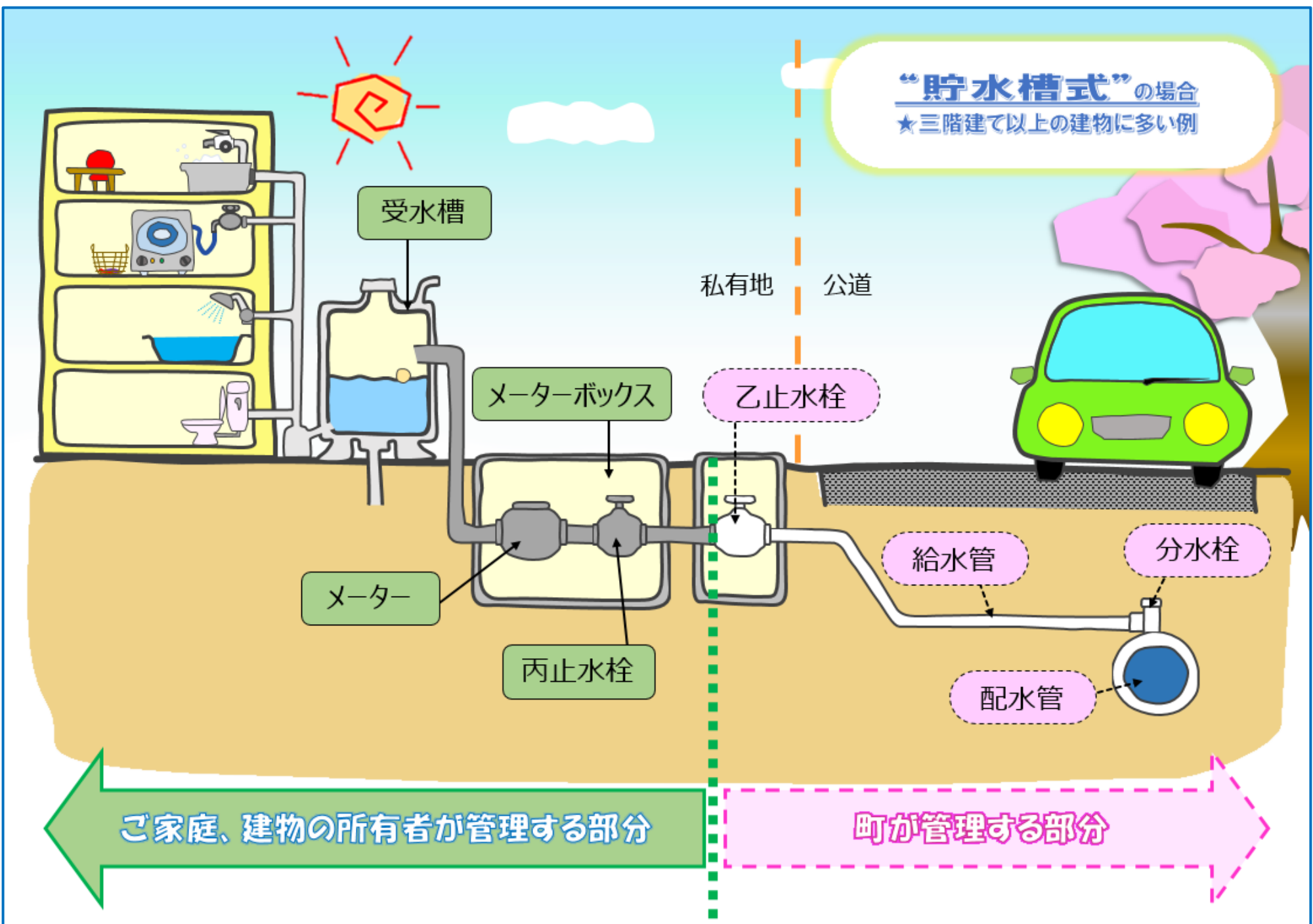
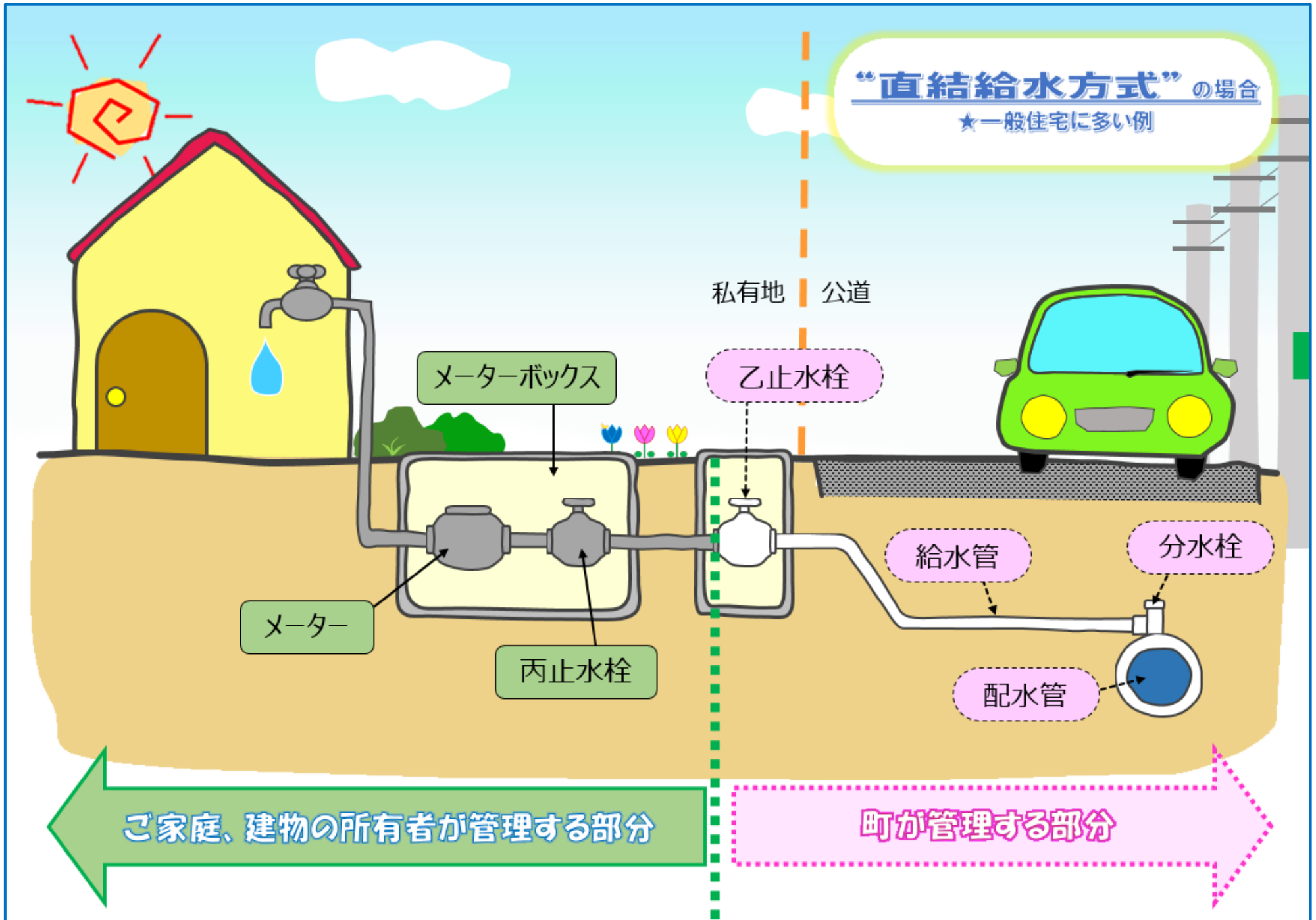
⇒町の管理区分となります。修繕費用は町が負担いたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

上三川町役場 上下水道課 上水道 業務係 TEL:0285-56-9168

上水道 工務係 TEL:0285-56-9169

上三川町水道施設管理区分イメージ図



※町採用方式のうちの一例となります。ご不明な点は、上下水道課までお気軽にお問い合わせください。